

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人後藤昌次郎外五名の上告趣意のうち、違憲をいう点は、その実質において単なる法令違反、事実誤認の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、いずれも事案を異にして本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年一月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 四ツ谷 巖

裁判官 角田 禮次郎

裁判官 大内 恒夫

裁判官 佐藤 哲郎